

新旧対照表

変更後	変更前
<p>2 構造改革特別区域の名称 オホーツク海さるふつ外国人<u>技能実習生</u>受入れ特区</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 国際交流の進展</p> <p>明治以来ホタテ貝柱の輸出は少ないながらもされていたが、近年中国をはじめとするアジア経済の台頭により、これらの国からの我が国の製品輸入は増加している。</p> <p>こうした状況下において、地域の加工場については、独自の技術開発による新たな事業展開への可能性を模索する動きが活発になっている。</p> <p>近年、外国人<u>技能実習生</u>を受入れて、<u>技能実習</u>で修得した技能、技術、知識を<u>技能実習生派遣国</u>において活用する事を通じて、発展途上国の人材育成を図り、国際貢献に寄与しているところである。外国人<u>技能実習制度</u>は、国際的な人材育成の観点から制定された制度で、平成10年度から実施し、延べ<u>384名</u>の外国人<u>技能実習生</u>を受け入れております。</p> <p>村及び受入れ企業では、外国人<u>技能実習生</u>を対象に日本文化を理解してもらうため、村民が行う華道、茶道及び陶芸教室等に参加させているほか、地域住民との交流イベント等に積極的に参加した上で、子供からお年寄りまで地域住民とふれあい国際交流の促進に努力して</p>	<p>2 構造改革特別区域の名称 オホーツク海さるふつ外国人<u>研修生</u>受入れ特区</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 国際交流の進展</p> <p>明治以来ホタテ貝柱の輸出は少ないながらもされていたが、近年中国をはじめとするアジア経済の台頭により、これらの国からの我が国の製品輸入は増加している。</p> <p>こうした状況下において、地域の加工場については、独自の技術開発による新たな事業展開への可能性を模索する動きが活発になっている。</p> <p>近年、外国人<u>研修生</u>を受入れて、<u>研修</u>で修得した技能、技術、知識を<u>研修生派遣国</u>において活用する事を通じて、発展途上国の人材育成を図り、国際貢献に寄与しているところである。外国人<u>研修・技能実習制度</u>は、国際的な人材育成の観点から制定された制度で、平成10年度から実施し、延べ<u>109名</u>の外国人<u>研修生</u>を受け入れております。<u>内、外国人研修生74名、技能実習生35名</u>となっております。</p> <p>村及び受入れ企業では、外国人<u>研修生</u>を対象に日本文化を理解してもらうため、村民が行う華道、茶道及び陶芸教室等に参加させているほか、地域住民との交流イベント等に積極的に参加した上で、子供からお年寄りまで地域住民とふ</p>

いるところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、外国人技能実習生の受入れ枠が拡大することによって、猿払村のおもな産業である水産加工業において、外国人技能実習生が高度な技術、技能、知識を修得し、それを派遣国において活用することによって国際経済への貢献の実現を推進するとともに、我が国においては、技能実習生の受入れ企業が新たに国際的な事業展開を目指すなど、積極的な国際交流の促進を通じた、地域経済の活性化を図る為の計画である。

本制度の規制緩和を契機に、経済活動を中心とする国際交流が一層促進される事が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

この特別区域においては国際的な人材育成及び経済交流を促進するうえから、外国人技能実習生の受入れ枠が増加することにより、水産加工技術の研鑽がより図られる。

さらに、外国人技能実習生が高度な技術、技能、知識を修得することにより、本国での同業種の発展と技術研鑽が図られるとともに相互の地域活性化や国際的な経済交流が一層促進されることを目標とするものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本村における加工場は、村内5ヶ所に建設されている。本計画の実施により外国人

れあい国際交流の促進に努力しているところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、外国人研修の受入れ枠が拡大することによって、猿払村のおもな産業である水産加工業において、外国人研修生が高度な技術、技能、知識を修得し、それを研修派遣国において活用することによって国際経済への貢献の実現を推進するとともに、我が国においては、研修生の受入れ企業が新たに国際的な事業展開を目指すなど、積極的な国際交流の促進を通じた、地域経済の活性化を図る為の計画である。

本制度の規制緩和を契機に、経済活動を中心とする国際交流が一層促進される事が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

この特別区域においては国際的な人材育成及び経済交流を促進するうえから、外国人研修生の受入れ枠が増加することにより、水産加工技術の研鑽がより図られる。

さらに、外国人研修生が高度な技術、技能、知識を修得することにより、本国での同業種の発展と技術研鑽が図られるとともに相互の地域活性化や国際的な経済交流が一層促進されることを目標とするものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本村における加工場は、村内5ヶ所に建設されている。本計画の実施により外国人

技能実習生の受入れ数が15名程度増加する事が見込まれており、特に中国を中心とするアジア地域との経済上の国際取引の活性化と国際的な交流人口の増大が進展するものと期待できる。

また日中の食文化の交流も日常的に行われることから、異文化の理解も深まるとともに更に国際友好関係の強化が図られることが期待できる。

8 特定事業の名称

外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（506）

9 [略]

別紙 1

1 特定事業の名称

506 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

北斗国際交流事業協同組合

出資金：330万円

所在地：北海道宗谷郡猿払村鬼志別東町
1番地

3 [略]

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

- ① 異冷凍食品株式会社
- ② 株式会社 マルカ菅原商店

研修生の受入れ数が現状よりも15名程度増加する事が見込まれており、特に中国を中心とするアジア地域との経済上の国際取引の活性化と国際的な交流人口の増大が進展するものと期待できる。

また日中の食文化の交流も日常的に行われることから、異文化の理解も深まるとともに更に国際友好関係の強化が図られることが期待できる。

8 特定事業の名称

外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（506）

9 [略]

別紙 1

1 特定事業の名称

506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

北斗国際交流事業協同組合

出資金：240万円

所在地：北海道宗谷郡猿払村鬼志別東町
1番地

3 [略]

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

- ① 異冷凍食品株式会社
- ② 株式会社 マルカ菅原商店

- ③ オホーツク海陸食品株式会社
- ④ 海王食品株式会社
- ⑤ 丸本本間食品株式会社

詳細は、別表4のとおり

(2) [略]

(3) [略]

(4) 事業により実現される行為

技能実習生の受入れ機関の常勤の職員の総数が50人以下について、受入れられる技能実習生が「3人」から「6人」になる。外国人技能実習生の受入れ数の増加により、国際的な人材育成の促進と、より多くの外国人技能実習生を受入れることになることから、地域の国際交流事業に対する取り組みや支援施策の充実が進むことから地域における国際貢献が促進される。

(5) 特定機関及び関係機関との連絡体制

①特定機関

監理団体である北斗国際交流事業協同組合と円滑な連絡体制を構築し、適正な研修及び実習に向けた情報交換を行い、本特例措置の内容や研修・技能実習制度の趣旨及び関係法令等について周知徹底を図る。実習実施機関については、適正な研修実施の確認を行い、本特例措置の内容や研修・技能実習制度の趣旨及び関係法令等について周知徹底を図る。

また、特定機関において不正行為等や研修生等の失踪又は不法残留事案の発生が判明した場合には、直ちに、当該事例の詳細を把握して地方入国管理官署等関係機関及び構造改革特区担当室に

- ③ オホーツク海陸食品株式会社
- ④ 海王食品株式会社

詳細は、別表4のとおり

(2) [略]

(3) [略]

(4) 事業により実現される行為

研修生の受入れ機関の常勤の職員の総数が50人以下について、受入れられる研修生が「3人」から「6人」になる。外国人研修生の受入れ数の増加により、国際的な人材育成の促進と、より多くの外国人研修生を受入れることになることから、地域の国際交流事業に対する取り組みや支援施策の充実が進むことから地域における国際貢献が促進される。

報告を行う体制が整備されるよう必要な指導を行う。

②関係機関

札幌入国管理局稚内港出張所、稚内労働基準監督署、稚内警察署との連携を密にし、連絡会議の開催等により情報の共有を図る。

また、不正行為、不適正な事例等が発生した場合には、速やかな連絡・連携により適正な対応策を講じる。

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠

【主たる産業】

- ① 当該特区内に、技能実習生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。

<要件適合性を認めた根拠>

: 本特区内の主たる産業について、本村の産業は、漁業・農業の大きく2つに分類されるが、漁業の中で水産加工は、5社全てが村内において経営し、地域的集約性が認められる。

また、産業の構成比をみると、水産加工業者は89.1%、出荷額で95.8%と高い割合となっている。

したがって、特区内の事業所及び就業者、出荷額構成比からみると、上述の水産加工業は特区内の主たる産業であると判断した。

5 当該規制の特例措置の内容

- (1) 規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠

【主たる産業】

- ① 当該特区内に、研修生を受け入れようとする業種に属する事業を行う事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。

<要件適合性を認めた根拠>

: 本特区内の主たる産業について、本村の産業は、漁業・農業の大きく2つに分類されるが、漁業の中で水産加工は、4社全てが村内において経営し、地域的集約性が認められる。

また、産業の構成比をみると、水産加工業者は 70.1%、出荷額で 54.4%と高い割合となっている。

したがって、特区内の事業所及び就業者、出荷額構成比からみると、上述の水産加工業は特区内の主たる産業であると判断した。

【派遣国との経済交流】

- ② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。

<要件適合性を認めた根拠>

- : 取引額について、特区内の事業所及びその主な出荷先である北海道漁連に書面調査を実施し、別表1のとおり結果を得たことから、本村における事業所の過去1年間の取引額が10億円を上回っていることを確認し、当該要件を満たすものと判断した。

(別表1により)

【外国人技能実習生の帰国後の就業状況の確認】

- ③ 当該特区内において技能実習に従事し、過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。

<要件適合性を認めた根拠>

- : 本村は中国からの技能実習生の受入れについて、中国側の契約機関である「日照美佳科苑食品有限公司など」に対し確認したところ、別表2のとおり過去1年間に帰国した者の全員が帰国後、本村において修得した技術、技能を必要とする業務に従事していることを確認した。

(別表2より)

【特区に係る有効求人倍率】

- ④ 当該特区に係る有効求人倍率が、全国

【研修派遣国との経済交流】

- ② 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の研修派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去1年間に10億円以上であること。

<要件適合性を認めた根拠>

- : 取引額について、特区内の事業所及びその主な出荷先である北海道漁連に書面調査を実施し、別表1のとおり結果を得たことから、本村における事業所の過去1年間の取引額が10億円を上回っていることを確認し、当該要件を満たすものと判断した。

(別表1により)

【外国人研修生の帰国後の就業状況の確認】

- ③ 当該特区内において研修又は技能実習に従事し、過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。

<要件適合性を認めた根拠>

- : 本村は中国からの研修生の受入れについて、中国側の契約機関である「中国山東国際経済技術合作公司」に対し確認したところ、別表2のとおり過去1年間に帰国した者の全員が帰国後、本村において修得した技術、技能を必要とする業務に従事していることを確認した。(別表2より)

【特区に係る有効求人倍率】

- ④ 当該特区に係る有効求人倍率が、全国

<p>又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。</p> <p><要件適合性を認めた根拠></p> <p>: 特区内の市町村を所轄する<u>ハローワーク</u>の有効求人倍率は、別表3のとおりで全道の有効求人倍率を上回っている。(別表3により)</p>	<p>又は当該特区が属する都道府県の有効求人倍率を上回っていること。</p> <p><要件適合性を認めた根拠></p> <p>: 特区内の市町村を所轄する<u>職業安定所</u>の有効求人倍率は、別表3のとおりで全道の有効求人倍率を上回っている。(別表3により)</p>
--	---

別表【変更前】

実習実施機関一覧

No.	実習実施機関名	〒	所在地	代表者	従業員数	主たる製品	監理団体
1	巽冷凍食品株式会社	098-6232	宗谷郡猿払村鬼志別西町186	巽 昭	12	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合
2	(株)マルカ菅原商店	098-6225	宗谷郡猿払村芦野215番地27	桜井信之	7	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合
3	オホーツク海陸食品(株)	098-6228	宗谷郡猿払村小石291番地209	梁田二郎	9	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合
4	海王食品株式会社	098-6105	宗谷郡猿払村浜猿払1075-41	太田俊章	6	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合

別表【変更前】

実習実施機関一覧

No.	実習実施機関名	〒	所在地	代表者	従業員数	主たる製品	監理団体
1	巽冷凍食品株式会社	098-6232	宗谷郡猿払村鬼志別西町186	巽 純子	12	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合
2	(株)マルカ菅原商店	098-6225	宗谷郡猿払村芦野215番地27	桜井信之	7	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合
3	オホーツク海陸食品(株)	098-6228	宗谷郡猿払村小石291番地209	梁田徳雄	9	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合
4	海王食品株式会社	098-6105	宗谷郡猿払村浜猿払1075-41	太田俊章	6	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合
5	丸本本間食品株式会社	098-6341	宗谷郡猿払村知来別1257-1	本間研二	6	ホタテ、鮭、鱒	北斗国際交流事業協同組合